

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会の中止・延期に伴う更新許可申請の取扱いについて

令和2(2020)年4月3日
栃木県環境森林部廃棄物対策課

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止及び申込受付延期となっている現状に鑑み、本県が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の更新許可については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

- 1 令和2(2020)年4月1日以降の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業に係る更新許可申請において、申請書に添付すべき（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写しが添付できない場合も、申請書の他の必要書類について形式要件を満たしているときは、これを受付するものとする。
- 2 上記1による申請は、再開された講習会に係る修了証の写しの追加提出をもって、申請者が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有するかどうかを審査の上、許可又は不許可の処分を行うものとする。
- 3 上記1により申請書を受付する場合は、申請者に対し、次の事項について周知するものとする。
 - (1) 当該更新許可申請については、上記1に係る修了証の写しが添付されていないが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に伴い講習会が中止・延期となっている現状に鑑み、申請者において再開後の上記1の講習会に係る修了証を追加提出することを前提に受付するものであること。
 - (2) 当該更新許可申請について許可又は不許可の処分が行われるまでは、従前の許可が、許可証に記載された有効期限が過ぎた後もなお有効であり、当該許可に係る産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業を行うことができること。
 - (3) 当該更新許可申請は、上記1の講習会に係る修了証の追加提出をもって、申請者が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有するかどうかを審査の上、許可又は不許可の処分を行うものであること。
 - (4) 申請者は、再開された上記1の講習会に係る修了証を受領した後、速やかに当該修了証の写しを栃木県知事（申請した事務所等）宛て追加提出すること。
 - (5) 該当する講習会が主催者において再開された後、相当の期間が過ぎた後も、申請者からの上記1に係る講習会の修了証の写しが追加提出されない場合は、当該更新許可申請について不許可の処分を行う場合があること。